

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）を所有している方に対し、主たる定置場（使用の本拠の位置）となっている市区町村から課税されます。

### 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車の税率

車種		種別	税率 (年額)
原動機付自転車	第一種一般原付(白色)	総排気量が50cc以下 又は定格出力が0.6kw以下	2,000円
	第一種一般原付(白色) (新基準)	総排気量が125cc以下かつ 最高出力が4.0kw以下	2,000円
	第一種特定原付(白色)	定格出力が0.6kw以下	2,000円
	第二種乙(黄色)	総排気量が50ccを超え 90cc以下又は定格出力が 0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円
	第二種甲(桃色)	総排気量が90ccを超え 125cc以下又は定格出力が 0.8kw1.0kw以下	2,400円
	ミニカー(青色)	総排気量が20ccを超え 50cc以下又は定格出力が 0.25kwを超え0.6kw以下	3,700円
二輪の軽自動車 (※ホートレー等 <sup>※</sup> の被けん引車を含む)		総排気量が125ccを超え 250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車		総排気量が250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバイン、トラクター等)		2,400円
	その他(フォークリフト、ショベルローダー等)		5,900円

※特定原付とは、電動機の定格出力が0.6kw以下・最高速度が20km/h以下・長さ1.9m以下・幅0.6m以下に該当する電動キックボード等の車両です。

## 軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）の税率について

区 分				税率（年額）		
				平成 27 年 3 月 31 日 以前に新 車登録を した車	平成 27 年 4 月 1 日以 降に新車 新規登録 をした車	新車新規 登録後 13 年を超え た車（重課 税率）
軽自動車	三輪のもの(排気量 660cc 以下)			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上のもの (排気量 660cc 以下)	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※新車新規登録とは、自動車検査標の「初度検査年月」です。

初度検査年月は、平成 15 年 10 月 14 日以前に登録された車両については、平成 15 年、平成 14 年というように「年」までの記載しかないため、この場合については、「12 月」に検査を受けたものとみなすこととなります。（地方税法等の一部を改正する法律改正附則第 14 条第 2 項）

例：平成 14 年→平成 14 年 12 月

平成 15 年→平成 15 年 12 月

※燃料が電気、天然ガス、メタノール、ハイブリット及び被けん引自動車のものは重課対象外です。

## 重課税適用開始年度早見表

初度検査年月	重課適用開始年度
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度から
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度から
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度から
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度から
平成25年4月～平成26年3月	令和9年度から
平成26年4月～平成27年3月	令和10年度から
平成27年4月～平成28年3月	令和11年度から
平成28年4月～平成29年3月	令和12年度から
平成29年4月～平成30年3月	令和13年度から
平成30年4月～平成31年3月	令和14年度から
平成31年4月～令和2年3月	令和15年度から
令和2年4月～令和3年3月	令和16年度から
令和3年4月～令和4年3月	令和17年度から
令和4年4月～令和5年3月	令和18年度から
令和5年4月～令和6年3月	令和19年度から
令和6年4月～令和7年3月	令和20年度から
令和7年4月～令和8年3月	令和21年度から
令和8年4月～令和9年3月	令和22年度から